

平成 2 8 年 3 月 2 2 日

号 外

規則 日及び地域を定める規則の一部を改正する (県例規集登載)	目次
	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第七号

知事等の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原本 隆 太

知事等の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

知事等の期末手当に関する規則（平成二十一年岡山県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則第一号及び第二号中「職務の級」を「等級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第八号

岡山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員倫理規則の一部を改正する規則

岡山県職員倫理規則（平成十二年岡山県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「職務の級」を「等級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第九号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「規定による」を削り、「限る。」の下に「又は同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）により現実

に職務をとることを要しない期間」を加える。
別表のロの表第四号区分の項第十一号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において適用されていた岡山県職員給与条例（以下「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」という。）」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次のように加える。

十二 平成二十八年四月一日以後適用されている岡山県職員給与条例（以下「平成二十八年四月以後の給与条例」という。）の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する等級が六級であつたもの

別表のロの表第五号区分の項第十一号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「第四号区分の項第十二号」を「第四号区分の項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次のように加える。

十二 平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する等級が五級であつたもののうち別に定めるもの

別表のロの表第六号区分の項第十一号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」に改め、同項中第十四号を第十五号

とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「第五号区分の項第十二号」を「第五号区分の項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次のように加える。

十二	平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する等級が五級であつたもの(第五号区分の項第十二号に掲げる者を除く。)
----	--

別表のロの表第七号区分の項第十一号中「平成十八年四月以後の給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十八年三月以前の給与条例」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「第五号区分の項第十二号及び第六号区分の項第十三号」を「第五号区分の項第十三号及び第六号区分の項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次のように加える。

十二	平成二十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する等級が四級であつたもの
----	--

別表のロの表に備考として次のように加える。

備考 平成二十八年四月一日以後の基礎在職期間に係るこの表の適用については、同表中「職務の級」とあるのは「等級」とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第十号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令」を「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」に改める。

第二条第二項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に、「法第三十条の四十四第一項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項」に改める。

第十条第二項を削り、同条第三項中「別表第一第三号」を「別表第一第二号」に改め、同項第四号中「が法人」の下に「（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この号及び次条第二項第五号において同じ。）」を、「役員」の下に「（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。同号において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「別表第一第四号」を「別表第一第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別表第一第五号」を「別表第一第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第一第六号」を「別表第一第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「別表第一第七号」を「別表第一第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「別表第一第八号」を「別表第一第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「別表第一第九号」を「別表第一第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「別表第一第十号」を「別表第一第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「別表第一第十一号」を「別表第一第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「別表第一第十三号」を「別表第一第十二号」に改め、同項を同条第十二項とする。

様式第一号（注）中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第二号を次のように改める。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

様式第2号（第3条関係）

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名							
住 所							
区 分 ・ 事 由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名							
住 所							
区 分 ・ 事 由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名							
住 所							
区 分 ・ 事 由							
上記事由に対応する年月日							

※個人番号は、平成27年10月4日以前は設定されていません。

年 月 日

岡山県知事

(/)

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

様式第五号(注1中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の住民基本台帳法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第十一号

岡山県消費生活センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県消費生活センター規則の一部を改正する規則

岡山県消費生活センター規則（昭和四十五年岡山県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「岡山県消費生活センター（を「消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の二第一項各号に掲げる事項その他岡山県消費生活センター（に、「運営及び管理」を「組織及び運営」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出しを「（開所日及び相談事務を行う日）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

センターの開所日及び法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務（以下「相談事務」という。）を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

第三条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開所時間及び相談事務を行う時間）

第三条 センターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、津山分室にあつては、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

2 相談事務を行う時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、津山分室にあつては、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

第四条の見出しを「（開所日等の変更）」に改め、同条中「開所時間を変更し、又は臨時に閉所する」を「開所日及び開所時間並びに相談事務を行う日及び時間を変更する」に改める。

第七条中「運営及び管理」を「組織及び運営」に改め、同条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（人材及び処遇の確保）

第七条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った上で同一の者を再度任用することその他の消費生活相談員の専門性を確保するための適切な人材及び処遇

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

の確保に必要な措置を講ずることとする。

（研修）

第八条 所長は、センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することとする。

（情報の安全管理）

第九条 所長は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第十二号

調理師法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

調理師法施行細則等の一部を改正する規則

(調理師法施行細則の一部改正)

第一条 調理師法施行細則(昭和三十四年岡山県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

(受験手続)

第二条 指定試験機関が試験事務を行う調理師試験を受けようとする者は、指定試験機関が定めるところにより、受験の申込みをしなければならない。

第三条及び第四条 削除

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号から様式第3号まで 削除

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二十の項中「、調理師法施行令」を「及び調理師法施行令」に改め、「及び法の施行のための規則」を削り、同項ルを削る。

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)

第三条 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則(平成十二年岡山県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中「、調理師法施行令」を「及び調理師法施行令」に改め、「及び調理師法施行細則(昭和三十四年岡山県規則第四十一号。以下この号において「規則」という。)」を削り、同号カを削る。

附 則

(施行期日)

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の調理師法施行細則第四条の規定は、この規則の施行の日前に知事が行った調理師試験については、なおその効力を有する。

◎岡山県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員人事調査規程（昭和五十二年岡山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

様式第一号(表中)「職務の級」を「~~職務~~級」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員人事評価規程（平成二十四年岡山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第一条中「第四十条第一項の規定に基づき、職員の実績及び能力を把握し、これらを「第二十三条の二第一項及び第二十三条の三の規定により、人事評価（同法第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）を実施し、その結果」に改める。

第二条中「（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた実績及び発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」を削り、同条ただし書中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条第二項の規定により臨時的任用をされた職員であって人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないもの」に改める。

第五条第一項中「職務の級」を「等級」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県公報 号外 平成28年3月22日

◎岡山県告示第七十二号

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県土木関係手数料徴収条例に基づき知事が定める建築物エネルギー消費性能基準等

(趣旨)

第一条 この告示は、岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号。以下「条例」という。）第二条第一項第九十七号イ、同項第一百一号イ、同項第一百三十一号イ、同項第一百五十一号イ、別表第十七の備考、別表第十八の備考及び別表第十九の備考の規定により、知事が定める書類及び基準を定めるものとする。

（条例第二条第一項第九十七号イの知事が定める書類）

第二条 条例第二条第一項第九十七号イの知事が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の5の5―1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写しとする。

（条例第二条第一項第一百一号イ及び第百三十一号イの知事が定める書類）

第三条 条例第二条第一項第一百一号イ及び第百三十一号イの知事が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5―1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写しとする。

（条例第二条第一項第一百五十一号イの知事が定める書類）

第四条 条例第二条第一項第一百五十一号イの知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第三条第二項（同令第六条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（建築基準法（昭和二十五

年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し

二 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項（同令第四十六条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し

三 登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5―1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4又は等級5（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2―1の5の5―2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3、等級4又は等級5）であることを証するものに限る。）の写し

（条例別表第十七の備考の知事が定める基準）

第五条 条例別表第十七の備考の知事が定める基準のうち仕様基準（条例第二条第一項第百五号の申請の場合に限る。）は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。

2 条例別表第十七の備考の知事が定める基準のうち性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 条例第二条第一項第百一号の申請 基準省令第八条第二号に定める基準

二 条例第二条第一項第百五号の申請 基準省令第一条第一項第二号に定める基準（前項に定める基準を除く。）

（条例別表第十八の備考の知事が定める基準）

第六条 条例別表第十八の備考の知事が定める基準のうち仕様基準（条例第二条第一項第百五号の申請の場合に限る。）は、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定

める基準とする。

2 条例別表第十八の備考の知事が定める基準のうち性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 条例第二条第一項第百一号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第八条第二号に定める基準

二 条例第二条第一項第百一号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第八条第二号又は第三号ロに定める基準

三 条例第二条第一項第百五号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第一条第一項第二号に定める基準（前項に定める基準を除く。）

四 条例第二条第一項第百五号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第一条第一項第二号又は第三号ロに定める基準（前項に定める基準を除く。）

（条例別表第十九の備考の知事が定める基準）

第七条 条例別表第十九の備考の知事が定める基準のうちモデル建物法は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 条例第二条第一項第百一号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準

二 条例第二条第一項第百一号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第八条第三号ロに定める基準（同号ロ(2)に定める基準について基準省令第一条第一項第一号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物（以下「モデル建築物」という。）の設計一次エネルギー消費量（同号イに規定する設計一次エネルギー消費量という。以下同じ。）及び誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第八条第一号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量という。）を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第一条第一項第一号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。）又は前号に定める基準

三 条例第二条第一項第百五号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第一条第一項第一号ロに定める基準

四 条例第二条第一項第百五号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第一条第一項第三号ロに定める基準（同号ロ(1)に定める基

準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量（同項第一号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。）を用いる場合に限る。）又は同号ロに定める基準

2 条例別表第十九の備考の知事が定める基準のうち標準入力法等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 条例第二条第一項第百一号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第八条第一号に定める基準（前項第一号に定める基準を除く。）

二 条例第二条第一項第百一号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第八条第一号又は第三号ロに定める基準（前項第二号に定める基準を除く。）

三 条例第二条第一項第百五号の申請（次号に掲げる申請を除く。） 基準省令第一条第一項第一号に定める基準（前項第三号に定める基準を除く。）

四 条例第二条第一項第百五号の申請（当該申請に係る建築物が複合建築物である場合に限る。） 基準省令第一条第一項第一号又は第三号ロに定める基準（前項第四号に定める基準を除く。）

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百七十三号

平成二十一年岡山県告示第五百十七号（消費生活センターの名称等）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県人事委員会規則第五号

職員の退職管理に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十八年岡山県条例第六号。以下「条例」という。）第三条及び第四条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する地方公共団体の執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）に規定する地方住宅供給公社

二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社

三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社

四 沖縄振興開発金融公庫

五 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人

（退職手当通算予定職員）

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、別表の上欄に掲げる組織に置かれた同表の下欄に掲げる職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職（以下「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の

職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する
役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと認料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の職

四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

六 離職前五年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第十四条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在职状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の氏名、職及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。）

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

（部長又は課長に相当する職）

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職を除き、次の各号に掲げる職とする。

一 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）第六十五条から第六十六条の二まで及び第六十六条の八から第六十八条の七までに定める職並びに管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）別表第一に掲げ

る区分三種の参与

二 岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）第三条第四項に規定する部長（地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）を除く。）、総務統括官、統括参事官、参事官、課長、所長及び隊長、同規則第四十二条に規定する警察学校の長並びに岡山県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第六十四号）別表に掲げる警察署の長

三 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十号）第二条第一項第一号に規定する教育庁に置かれる教育次長、参与、課長及び室長

四 岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則（昭和三十一年岡山県規則第四十七号）第四条に規定する事務局長及び事務局次長

五 岡山県議会事務局組織規程（昭和四十一年四月一日制定）第四条に規定する次長及び課長

六 岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第十一号）第四条に規定する次長

七 岡山県監査事務局組織規程（昭和三十九年岡山県監査委員訓令第一号）第四条に規定する次長及び課長

八 岡山県企業局組織規程（昭和五十三年岡山県企業管理規程第一号）第七条から第十二条までに規定する職のうち局長、次長、参与、課長及び室長

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十六条 法第六十条第四号に規定する離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で

定めるものは、次に掲げる職とする。

一 管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）別表第一に定める職（警察の項及び教育委員会の項（副校長、教頭、事務参事及び学校栄養参事並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員である校長に限る。）を除く。）

二 第十四条第二号に定める職（特定地方警務官（警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）が就いている職を除く。）

三 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）第三条第一項に規定する表に定める職（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

二 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合

三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の職

四 離職日

五 再就職日

六 再就職先の名称

七 再就職先の業務内容

八 再就職先における地位

（他の職員についての依頼等の規制）

第二十五条 職員は、営利企業等に対し、他の職員（当該職員が離職後に限る。）又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、当該職員又は職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員又は職員であつた者を当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、人事委員会の定める要件を満たす組織が行う場合には適用しない。
（在職中の求職の規制）

第二十六条 職員（地方警務官を除く。次条において同じ。）は、利害関係企業等（営利企業等のうち職員の職務に利害関係を有するものとして人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、前条第二項の組織が行う場合その他人事委員会が定める場合には適用しない。

（任命権者への届出）

第二十七条 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、人事委員会の定めるところにより任命権者に届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出を受けた任命権者は、公務遂行上、必要と認められる措置を講ずるものとする。

（人事委員会への報告）

第二十八条 任命権者は、第二十四条及び前条に定める届出の状況その他人事委員会が定める事項について、人事委員会が定めるところにより報告しなければならない。

（再就職状況の公表）

第二十九条 条例第三条の規定による届出を受けた任命権者は、人事委員会の定めるところにより公表しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
別表

組 織	知事部局	警察本部	議会事務局	人事委員会事務局	監査委員事務局
職	知事室長、政策推進監、産業戦略監、都市局長、県民局長	部長、首席監察官、警察署長（いずれの職も特定地方警務官が就いている場合に限る。）	事務局長	事務局長	事務局長

◎岡山県人事委員会規則第八号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「職務の級」を「等級」に改める。

第三条を次のように改める。

(等級別職務区分)

第三条 給与条例別表第六及び県費負担条例別表第二に定める等級別基準職務表(以下「等級別基準職務表」という。)に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会規則で定めるものは、別表第一に定める等級別職務区分表(以下「等級別職務区分表」という。)の上欄に掲げる組織の区分に応じ中欄に定める職の職務とし、これに相応する等級別基準職務表に掲げる職務は、同一の給料表を適用する等級別基準職務表及び等級別職務区分表において、等級別職務区分表の下欄に定める等級と同一の数の等級に分類される等級別基準職務表に掲げる職務とする。

第四条中「職務の級」を「等級」に改める。

第五条の見出し中「職務の級」を「等級」に改め、同条中「職務の級」を「等級」に、「応じ」を「応じ等級別基準職務表及び」に改める。

第六条第一項及び第三項、第十二条第一項第四号、第十六条、第十七条第一項、第十八条第二項並びに第十九条第二項及び第三項中「職務の級」を「等級」に改める。

第二十一条の見出し中「職務の級」を「等級」に改め、同条第一項中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「職務の級」を「等級」に改める。

第二十二条(見出しを含む。)、第三十条、第三十一条第八項及び第三十六条中「職務の級」を「等級」に改める。

附則に次の一項を加える。

(号給の決定の特例)

5 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第三十六号)附則第三項の規定により平成二十八年四月一日(以下この項において「切替日」という。)における等級が医療職給料表(三)の四級又は五級となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級の一級下位の職務の級に属していた期間の末日から当該職務の級に引き続き属していたものとみなしてそのとき受けていた号給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇給等の規定を適用した場合に切替日に受けることとなる号給とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 等級別職務区分表(第三条関係)

イ 行政職給料表等級別職務区分表

組織		職				
知事 部局	本庁	総括主任	総括主幹	総括副参事 副課長	困難な業務を所掌する副課長 総括参事	政策推進監 行財政改革推進監 地域活性化推進監 文化スポーツ振興監 福祉政策企画監 食農政策企画監 技術総括監
		三級	四級	五級	六級	八級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

東京事務所	消防学校							県民局	
		次長	部長 地域事務所長 地域防災監 水島港湾事務所長	ダム管理事務所長 地域建設部長 地域農林水産事業部長 総括参事	副部長 困難な業務を所掌する室長 広域農業普及指導センター所長 農業普及指導センター所長 広域農業普及指導センター次長	室長 岡山港管理事務所長 宇野港管理事務所長 総括副参事	総括主幹	総括主任	局長 危機管理監 産業戦略監 知事室長
副課長	教頭								
五級	五級	八級	七級		六級	五級	四級	三級	九級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

県立美術館						環境保健センター			男女共同参画推進センター	交通事故相談所	消費生活センター	岡山空港管理事務所	岡南飛行場管理事務所	自治研修所	県立記録資料館	
特に困難な業務を行う主任学芸員	困難な業務を行う主任学芸員	主任学芸員	高度の知識又は経験と必要とする業務を行う学芸員	知識又は経験を必要とする業務を行う学芸員	学芸員	次長	総括副参事	総括主幹	次長	支所長	次長	次長	次長	次長	総括副参事	次長
六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	五級	四級	五級	六級	六級	六級	五級	六級	五級	六級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

健康の森学園		知的障害者更生相談所	成徳学校	児童相談所			精神保健福祉センター	福祉相談センター			保健所						
総括主幹	総括主任	支所長	副校長	次長	総括副参事	総括主幹	次長	部長 次長	総括副参事	総括主幹	部長	副部長	総括副参事	総括主幹	総括主任	副館長	員
四級	三級	六級	五級	六級	五級	四級	六級	六級	五級	四級	七級	六級	五級	四級	三級	八級	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

校	農林水産総合センター農業大学	農林水産総合センター生物科学研究所	農林水産総合センター					高等技術専門校	工業技術センター			岡山光量子科学研究所	大阪事務所		
知識又は経験を必要とする業務を行う講師	講師	副所長	部長 次長	総括参事 知的財産センター所長	総括副参事	総括主幹	総括主任	教頭	次長	総括副参事	総括主幹	次長	次長	副学園長	部長
二級	一級	六級	七級	六級	五級	四級	三級	五級	七級	五級	四級	五級	六級	六級	五級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

教育委員会													
本庁		労働委員会事務局				後楽園事務所		県営食肉地方卸売市場		家畜保健衛生所			
高度の知識又は経験が必要とする業務を行う指導主事	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う指導主事	指導主事 社会教育主事	局長	次長	総括参事	総括副参事	次長	次長	次長	副校長	分校長 困難な業務を行う教授	教授	准教授
三級	二級	一級	八級	七級	六級	五級	六級	六級	五級	六級	五級	四級	三級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

教育事務所									
特に困難な業務を行う指導主事	困難な業務を行う指導主事 困難な業務を行う社会教育主事 総括主幹	総括主任 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事 知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事	知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事 知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事	指導主事 社会教育主事	教育次長	総括参事 困難な業務を所掌する副課長	総括副参事 副課長 主事 特に困難な業務を行う指導主事 特に困難な業務を行う社会教育主事	総括主任 困難な業務を行う指導主事 困難な業務を行う社会教育主事 総括主幹
五級	四級	三級	二級	一級	八級	六級	五級	四級	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

博物館					総合教育センター								
特に困難な業務を行う学芸員	困難な業務を行う学芸員	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う学芸員	知識又は経験を必要とする業務を行う学芸員	学芸員	企画調整監	部長	特に困難な業務を行う指導主事	困難な業務を行う指導主事	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事	知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事	指導主事	総括参事	特に困難な業務を行う社会教育主事 総括副参事
五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

図書館		生涯学習センター					古代吉備文化財センター					副館長 総括参事
知識又は経験が必要とする業務	司書	次長	特に困難な業務を行う指導主事 特に困難な業務を行う社会教育主事	困難な業務を行う社会教育主事	困難な業務を行う指導主事 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事 知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事	知識又は経験を必要とする業務を行う指導主事 知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事	社会教育主事 指導主事	次長	総括副参事	総括主幹	総括主任
二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	六級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

中学校(市町村立中学校を除く)。 高等学校 中等教育学校 特別支援学校													
事務局長	事務部長	事務長 総括副参事	特に困難な業務を行う司書	総括主幹 困難な業務を行う司書	総括主任 高度の知識又は経験が必要とする業務を行う司書	知識又は経験が必要とする業務を行う司書	司書	副館長	総括参事	特に困難な業務を行う司書 総括副参事	困難な業務を行う司書 総括主幹	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う司書 総括主任	を行う司書
七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

警察				岡山 市教 育委 員会											
本部				小学校 中学校						市町村立小学校及び市町村立中学校					
課長補佐	係長	主任主事 主任技師 知識又は経験が必要とする業務 を行う少年補導員	少年補導員	事務参事	事務副参事	事務主幹	事務主任	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う事務主事	事務主事	事務参事	事務副参事	事務主幹	事務主任	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う事務主事	事務主事
四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

[illegible]

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

			議会										
			事務局									警察署	
				係長	副署長 理事官 調査官 管理官	困難な業務を行う課長 困難な業務を行う課長補佐	課長 課長補佐	係長	主任主事 主任技師 知識又は経験を必要とする業務 を行う少年補導員	少年補導員	指導官		
課長代理 室長代理 困難な業務を行う課長補佐 困難な業務を行う政務調査主幹 困難な業務を行う政策・広報主幹 困難な業務を行う主幹			課長補佐 政務調査主幹 政策・広報主幹	三級	六級	五級	四級	三級	二級	一級			
五級			四級	三級	六級	五級	四級	三級	二級	一級			

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

漁業 海区		監査 委員			人事 委員 会				選挙 管理 委員 会							
事務局		事務局			事務局				事務局							
書記	局長	次長	課長	局長	次長	総括主幹	総括主任	困難な業務を行う班長	班長	知識又は経験を必要とする業務を行う書記	書記	局長	次長	政務調査室長 困難な業務を所掌する課長	困難な業務を所掌する室長代理 困難な業務を所掌する課長代理	課長
一級	九級	七級	六級	九級	六級	四級	三級	四級	三級	二級	一級	九級	八級	七級	六級	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

警察		組織	職	等級
本部				

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

警察学校																			
困難な業務を行う課長	課長	知識又は経験が必要とする業務を行う巡査長	巡査長 知識又は経験が必要とする業務を行う巡査	巡査	総務統括官	困難な業務を行う情報官 通信指令官 広報官 意見聴取官 聴聞官 困難な業務を行う少年補導官						隊長 所長 困難な業務を行う調査官 企画官 管理官 困難な業務を行う指導官 困難な業務を行う対策官 困難な業務を行う検視官	対策官 検視官 困難な業務を行う師範 情報官 交通事故分析官 通信指令官						
六級	五級	三級	二級	一級	九級						七級								

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

教育 委員	高等学校 中等教育学校	組織	ハ 教育職給料表(一)等級別職務区分表										
				警察署									
人事委員会 が定める講師	職	等級		副校長	幹部派出所長 幹部交番所長	交番所長	知識又は経験 を必要とする業務 を行う巡査長	巡査長 知識又は経験 を必要とする業務 を行う巡査	巡査	校長	副校長		
				七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	九級	七級	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

会		特別支援学校		二 教育職給料表(二)等級別職務区分表		会 教育 委員 会		組織		職		等級	
知事		農林水産部		副参事 主幹		三級		組織		職		等級	
部局		農林水産部		主幹		三級		組織		職		等級	
知事		農林水産部		副参事 主幹		三級		組織		職		等級	
部局		農林水産部		主幹		三級		組織		職		等級	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

警察																
科学捜査研究所			農林水産総合センター水産研究所		農林水産総合センター森林研究所			農林水産総合センター畜産研究所		農林水産総合センター農業研究所		工業技術センター		環境保健センター		
鑑定官	所長補佐	係長 主任技師	副所長	室長	副所長	特別企画専門員	室長	副所長 特別企画専門員	室長	副所長	室長	次長	室長	次長	室長	参事
四級	三級	二級	四級	三級	五級	四級	三級	四級	三級	四級	三級	五級	三級	五級	四級	四級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ト 医療職給料表(一)等級別職務区分表									
知事 部局									組織
環境保健センター			県民局			保健福祉部			
所長	部長	主任 研究員	困難な業務を所掌する次長	主幹 総括主幹 総括副参事 参事 課長 次長	主任 総括主任	参事 困難な業務を所掌する課長	主幹 総括主幹 副参事 総括副参事 課長	主任 総括主任	職
四級	三級	二級	四級	三級	二級	四級	三級	二級	等級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

知事 部局						組織
保健所		県民局				
五級	四級	七級	六級	五級	四級	職
総括主幹	総括副参事	総括主任	特に困難な業務を所掌する課長	総括参事	総括主幹 総括副参事 課長	

チ 医療職給料表(二等級別職務区分表)

保健所					
精神保健福祉センター					
所長	主幹 副参事	主任	参事	主幹 総括主幹 副参事 総括副参事 課長	主任 総括主任
四級	三級	二級	四級	三級	二級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

岡山 市教 育委 員会				教育 委員 会											
小学校 中学校				小学校 中学校						家畜保健衛生所	動物愛護センター	食肉衛生検査所			
困難な業務を行う学校栄養主任	学校栄養主任	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う学校栄養技師	学校栄養技師	学校栄養参事	学校栄養主幹	困難な業務を行う学校栄養主任	学校栄養主任	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う学校栄養技師	学校栄養技師	課長 総括参事	所長 困難な業務を所掌する課長	課長	所長	次長	総括参事
四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	六級	五級	六級	五級	六級

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

医療職給料表(三等級別職務区分表)

学校栄養主幹	五級
学校栄養参事	六級

組織		職								等級
知事 部局	県民局	保健所		総括主幹		総括副参事		総括主任		四級
				総括主幹		総括副参事		総括主任		五級
警察		本部		支所長		総括主幹		総括副参事		四級
				主任技師		係長		課長補佐		五級
				支所長		主任技師		係長		六級
				主任技師		係長		課長補佐		三級

別表第三の備考第五項第三号、第四号及び第五号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と改める。

別表第四の4 中学卒の部中学卒の項中「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

別表第六を次のように改める。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第六 昇格時号給対応表（第十八条関係）

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	30
48	40	36	32	24	40	40	36	30
49	41	37	33	25	41	41	37	30
50	42	38	34	26	42	42	38	31
51	43	39	35	27	43	43	39	31
52	44	40	36	28	44	44	40	31
53	45	41	37	29	45	45	41	31
54	46	42	38	30	46	46	41	31
55	47	43	39	31	47	47	42	31

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

56	48	44	40	32	48	48	42	32
57	49	45	41	33	49	49	43	32
58	50	46	42	34	50	49	43	32
59	51	47	43	35	51	49	44	32
60	52	48	44	36	52	50	44	32
61	53	49	45	37	53	50	44	32
62	54	50	46	38	54	50	44	
63	55	51	47	39	55	51	44	
64	56	52	48	40	56	51	44	
65	57	53	49	41	57	51	44	
66	58	54	50	42	58	52	44	
67	59	55	51	43	59	52	44	
68	60	56	52	44	60	52	44	
69	61	57	53	45	61	52	45	
70	62	58	54	45	62	52	45	
71	63	59	55	46	63	52	45	
72	64	60	56	46	64	52	45	
73	65	61	57	47	65	52	45	
74	66	62	58	47	66	52	45	
75	67	63	59	48	67	52	45	
76	68	64	60	48	68	53	45	
77	69	65	61	49	68	53	45	
78	70	66	62	50	68	53	45	
79	71	67	63	51	69	53	45	
80	72	68	64	52	70	53	46	
81	73	69	65	53	71	53	46	
82	74	70	66	54	72	53	46	
83	75	71	67	55	73	53	47	
84	76	72	68	56	74	53	47	
85	77	73	69	57	75	53	47	
86	78	74	69	57	76	53		
87	79	75	70	58	77	53		
88	80	76	70	58	78	54		
89	81	77	71	59	79	54		
90	81	78	71	59	80	54		
91	82	79	72	60	81	55		
92	82	80	72	60	82	55		
93	83	81	73	61	83	55		
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	89	82	64				
103	91	90	83	64				
104	92	90	84	64				
105	93	91	85	65				
106	93	91	86	66				
107	94	92	87	67				
108	94	92	88	68				
109	95	93	89	68				
110	95	94	89	68				
111	96	95	90	68				
112	96	96	90	68				
113	97	97	91	68				
114	97	98	91	68				
115	98	99	92	68				

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

116	98	100	92	68				
117	99	101	93	69				
118	99	101	93	69				
119	100	101	94	69				
120	100	102	94	69				
121	101	102	95	69				
122	101	102	95	69				
123	102	103	96	69				
124	102	103	96	69				
125	103	103	96	69				
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130		105	96					
131		105	96					
132		106	96					
133		106	97					
134		106	97					
135		107	97					
136		107	97					
137		107	97					
138		108	98					
139		108	99					
140		108	100					
141		109	100					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ハ 教育職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級から の昇格の 場合	特 2 級か らの昇格 の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	2	1	2	1
27	7	3	1	3	1
28	8	4	1	4	1
29	9	5	1	5	1
30	10	6	1	6	1
31	11	7	1	7	1
32	12	8	1	8	1
33	13	9	1	9	1
34	14	10	1	10	1
35	15	11	1	11	1
36	16	12	1	12	1
37	17	13	1	13	1
38	18	14	1	14	1
39	19	15	1	15	1
40	20	16	1	16	1
41	21	17	1	17	1
42	22	18	1	18	2
43	23	19	1	19	3
44	24	20	1	20	4
45	25	21	1	21	5
46	26	22	1	22	6
47	27	23	1	23	7
48	28	24	1	24	8

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

49	29	25	1	25	9
50	29	26	1	26	10
51	30	27	1	27	11
52	30	28	1	28	12
53	31	29	1	29	13
54	31	30	2	30	14
55	32	31	3	31	15
56	32	32	4	32	16
57	33	33	5	33	17
58	33	34	6	34	18
59	34	35	7	35	19
60	34	36	8	36	20
61	35	37	9	37	21
62	35	38	10	38	22
63	36	39	11	39	23
64	36	40	12	40	24
65	37	41	13	41	25
66	37	42	14	42	25
67	38	43	15	43	26
68	38	44	16	44	26
69	39	45	17	45	27
70	39	46	18	46	27
71	40	47	19	47	28
72	40	48	20	48	28
73	41	49	21	49	29
74	42	50	22	50	29
75	43	51	23	51	30
76	44	52	24	52	30
77	45	53	25	53	31
78	45	54	26	54	
79	46	55	27	55	
80	46	56	28	56	
81	47	57	29	57	
82	47	58	30	58	
83	48	59	31	59	
84	48	60	32	60	
85	49	61	33	61	
86	49	62	34	62	
87	50	63	35	63	
88	50	64	36	64	
89	51	65	37	65	
90	51	66	38	66	
91	52	67	39	67	
92	52	68	40	68	
93	53	69	41	68	
94	53	70	42	68	
95	54	71	43	69	
96	54	72	44	69	
97	55	73	45	69	
98	55	74	46	70	
99	56	75	47	70	
100	56	76	48	70	
101	57	77	49	71	
102	57	78	49	71	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

103	57	79	50	71	
104	58	80	50	72	
105	58	81	51	72	
106	58	82	51	72	
107	59	83	52	73	
108	59	84	52	73	
109	59	85	53	73	
110	60	86	53		
111	60	87	54		
112	60	88	54		
113	61	89	55		
114	61	89	55		
115	61	90	56		
116	61	90	56		
117	61	91	57		
118	62	91	57		
119	62	92	57		
120	62	92	58		
121	62	92	58		
122	62	92	58		
123	63	92	58		
124	63	92	58		
125	63	92	58		
126	63	92	58		
127	63	92	58		
128	64	92	58		
129	64	92	59		
130	64	92	59		
131	64	92	59		
132	64	92	59		
133	65	92	59		
134	65	92	59		
135	65	92	59		
136	65	92	59		
137	65	92	59		
138	65	92	59		
139	66	92	59		
140	66	92	59		
141	66	93	59		
142	66	93	59		
143	66	94	60		
144	66	94	60		
145	67	95	60		
146	67				
147	67				
148	67				
149	67				
150	67				
151	68				
152	68				
153	68				

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ニ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表及び
ホ 小学校・中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級から の昇格の 場合	特 2 級から の昇格の 場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1
47	39	11	1	39	1

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

48	40	12	1	40	1
49	41	13	1	41	1
50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	45	22	10	50	2
59	46	23	11	51	3
60	46	24	12	52	4
61	47	25	13	53	5
62	47	26	14	54	6
63	48	27	15	55	7
64	48	28	16	56	8
65	49	29	17	57	9
66	49	30	18	58	10
67	50	31	19	59	11
68	50	32	20	60	12
69	51	33	21	61	13
70	51	34	22	62	14
71	52	35	23	63	15
72	52	36	24	64	16
73	53	37	25	65	17
74	54	38	26	66	18
75	55	39	27	67	19
76	56	40	28	68	20
77	57	41	29	69	20
78	57	42	30	70	20
79	58	43	31	71	20
80	58	44	32	72	20
81	59	45	33	73	21
82	59	46	34	74	21
83	60	47	35	75	21
84	60	48	36	76	21
85	61	49	37	77	21
86	61	50	38	78	22
87	61	51	39	79	22
88	62	52	40	80	22
89	62	53	41	81	22
90	62	54	42	82	22
91	63	55	43	83	23
92	63	56	44	84	23
93	63	57	45	84	23
94	64	58	46	84	
95	64	59	47	84	
96	64	60	48	84	
97	65	61	49	84	
98	65	62	50	84	
99	65	63	51	84	
100	65	64	52	84	
101	65	65	53	84	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

102	66	66	54	85	
103	66	67	55	86	
104	66	68	56	87	
105	66	69	57	87	
106	66	70	58	88	
107	67	71	59	89	
108	67	72	60	90	
109	67	73	61	91	
110	67	74	61		
111	67	75	62		
112	68	76	62		
113	68	77	63		
114	68	78	63		
115	68	79	64		
116	68	80	64		
117	69	81	65		
118	69	82	66		
119	69	83	67		
120	70	84	68		
121	70	85	69		
122	70	86	69		
123	71	87	70		
124	71	88	70		
125	71	89	71		
126		90	71		
127		91	72		
128		92	72		
129		93	73		
130		94	73		
131		95	74		
132		96	74		
133		96	74		
134		96	74		
135		96	74		
136		96	74		
137		96	74		
138		96	74		
139		96	74		
140		96	74		
141		96	74		
142		96	74		
143		96	74		
144		96	74		
145		96	74		
146		96	74		
147		96	74		
148		96	74		
149		96	74		
150		96	74		
151		96	75		
152		96	75		
153		96	75		
154		96	75		
155		96	75		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

156		97	76		
157		98	76		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

へ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	21	14	29	21
47	22	15	30	22
48	22	16	30	22
49	23	17	31	23

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

50	23	17	31	23
51	24	18	32	24
52	24	18	32	24
53	25	19	33	25
54	26	19	34	25
55	27	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	26
58	29	21	37	26
59	29	22	38	27
60	30	22	38	27
61	30	23	39	27
62	30	23	39	28
63	31	24	40	28
64	31	24	40	28
65	31	25	41	29
66	32	25	41	29
67	32	26	41	29
68	32	26	42	30
69	33	27	42	30
70	34	27	42	30
71	35	28	43	31
72	36	28	43	31
73	37	29	43	31
74	37	29	43	
75	38	30	44	
76	38	30	44	
77	39	31	44	
78	39	31	44	
79	40	32	45	
80	40	32	45	
81	41	33	45	
82	41	33	45	
83	42	33	46	
84	42	34	46	
85	43	34	46	
86	43	34	46	
87	44	35	47	
88	44	35	47	
89	45	35	47	
90	46	36		
91	47	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

104	58	40		
105	59	40		
106	59	40		
107	60	41		
108	60	41		
109	61	41		
110	61	41		
111	61	41		
112	61	42		
113	62	42		
114	62	42		
115	62	42		
116	62	42		
117	63	43		
118	63	43		
119	63	43		
120	63	43		
121	64	43		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

ト 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

チ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	12
38	18	22	26	22	22	21	12
39	19	23	27	23	23	22	12
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	13
42	22	26	30	26	26	23	13
43	23	27	31	27	27	24	13
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	14
46	26	30	34	30	30	25	14
47	27	31	35	31	31	25	14
48	28	32	36	32	32	25	15
49	29	33	37	33	33	25	15

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

50	29	34	38	33	33	25	15
51	30	35	39	34	34	26	15
52	30	36	40	34	34	26	16
53	31	37	41	35	35	26	16
54	31	38	42	35	35	26	
55	32	39	43	36	36	26	
56	32	40	44	36	36	26	
57	33	41	45	37	37	27	
58	34	42	46	38	37	27	
59	35	43	47	39	37	27	
60	36	44	48	40	38	27	
61	37	45	49	41	38	27	
62	37	46	50	41	38	27	
63	38	47	51	41	39	28	
64	38	48	52	42	39	28	
65	39	49	53	42	39	28	
66	39	50	54	42	40		
67	40	51	55	43	40		
68	40	52	56	43	40		
69	41	53	57	43	40		
70	41	53	58	44	41		
71	42	54	59	44	41		
72	42	54	60	44	41		
73	43	55	61	45	41		
74	43	55	61	45	42		
75	44	56	62	45	42		
76	44	56	62	45	42		
77	45	57	63	46	42		
78	45	57	63	46	43		
79	46	58	64	46	43		
80	46	58	64	46	43		
81	47	59	65	47	43		
82	47	59	65	47	44		
83	48	60	66	47	44		
84	48	60	66	47	44		
85	49	61	67	48	44		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	48			
90		61	70	48			
91		61	71	49			
92		62	72	49			
93		62	73	49			
94		62	73	49			
95		62	74	49			
96		62	74	49			
97		62	74	50			
98		62	74	50			
99		63	74	50			
100		63	74	50			
101		63	74	50			
102		63	74	50			
103		63	74	51			

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

104		63	74	51			
105		63	74	51			
106			74				
107			74				
108			74				
109			74				
110			74				
111			74				
112			74				
113			74				

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

リ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		
103	79	79	88	70		

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	85	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			
123	85	86	97			
124	85	86	97			
125	86	87	97			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	90				
139	89	90				
140	89	90				
141	90	91				
142	90	91				
143	90	91				
144	90	91				
145	91	91				
146	91	92				
147	91	92				
148	91	92				
149	92	92				
150	92	92				
151	92	93				
152	92	93				
153	93	93				
154	93					
155	93					
156	93					
157	94					

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

備考：これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、
その者が昇格した等級を示す。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

別表第七中「~~昇給の級~~」を「~~職級の級~~」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十四
年岡山県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「職務の級」を「等級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第九号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職務の級」を「等級」に改める。

別表第二中「職務の級」を「等級」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第六条関係）

職員の区分 ／ 期間の区分	1 項 職 員			2項職員	3項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 413,300	円 367,600	円 307,800	円 50,500	円 30,000
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	27,000
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	24,000
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	21,000
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	18,000
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	50,500	15,000
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	48,700	12,000
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	46,900	9,000
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	45,100	6,000
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	43,300	3,000
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	41,500	
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	39,700	
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	37,900	

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	36,100	
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	34,700	
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	33,300	
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	31,900	
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	30,500	
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	29,100	
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	27,700	
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	26,300	
21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	25,700	
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	25,100	
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	24,100	
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	23,500	
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	22,900	
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	22,300	
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	21,700	
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	20,900	
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	20,600	
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	20,200	
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	19,600	
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	18,700	
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	17,800	
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	17,100	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十一号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長

森

義

郎

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項（見出しを含む。）中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第三項の見出し中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則別表中「百分の十八」を「百分の十八・五」に、「百分の十五」を「百分の十五・五」に、「百分の十三」を「百分の十四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項（「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める部分に限る。）及び附則別表の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十二号

単身赴任手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

単身赴任手当に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第一条 単身赴任手当に関する規則(平成二年岡山県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(平成二十七年岡山県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の九十三以上百分の百五十」を「百分の百六以上百分の百七十」に、「百分の百十九以上百分の百九十」を「百分の百三十二以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の八十二・五以上百分の九十三」を「百分の九十四以上百分の百六」に、「百分の百五・五以上百分の百十九」を「百分の百十七以上百分の百三十二」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十二」を「百分の八十二」に、「百分の九十二」を「百分の百二」に改める。

第十三条の二第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「職務の級(初任給、昇格、昇給等の基準等に関する規則(昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号)別表第一の級別標準職務表の職務の級)を「等級(給与条列別表第六の等級別基準職務表の等級)」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「職務の級」を「等級」に改める。

第四条の三第一項及び第二項並びに第四条の四第一号中「職務の級」を「等級」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百六以上百分の百七十」を「百分の九十九以上百分の百六十」に、「百分の百三十二以上百分の二百十」を「百分の百二十五以上百分の二百」に改め、同項第二号中「百分の九十四以上百分の百六」を「百分の八十八以上百分の九十九」に、「百分の百十七以上百分の百三十二」を「百分の百十一以上百分の百二十五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の八十二」を「百分の七十七」に、「百分の百二」を「百分の九十七」に改める。

第十三条の二第一項中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第一行政職給料表の項から医療職給料表(二)の項までの規定中「職務の級」を削り、

医療職給料表(三)	職務の級7級の職員	100分の15
	職務の級6級の職員	100分の10(人事委員会が別に定める職員にあっては100

	分の15)
職務の級 5 級の職員	100分の 5

を

医療職給料表（三）	7 級の職員	100分の15
	6 級の職員	100分の10
	5 級の職員	100分の 5

3 とし、備考の1を備考の2とし、備考の1として次のように加える。

1 表中の級は、等級を示すものとする。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

に改め、同表備考の4を備考の5とし、備考の3を備考の4とし、備考の2を備考の

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第十四号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

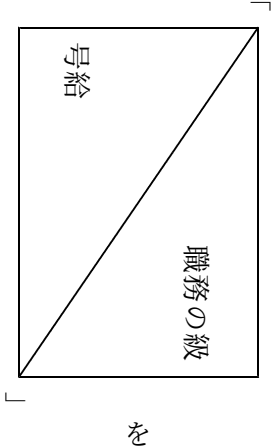
平成二十八年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

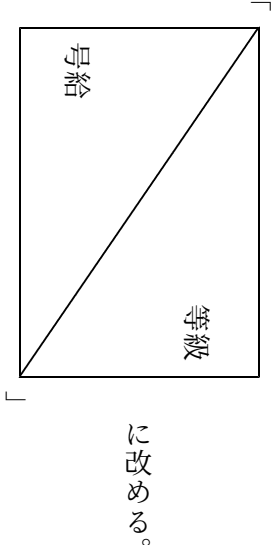
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年岡山県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職務の級」を「等級」に改める。



別表第一及び別表第二中



附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年3月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県公安委員会規則第三号

風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

岡山県公安委員会

風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を定める規則の一部を改正する規則

風俗営業の営業時間の延長の認められる日及び地域を定める規則（平成十一年岡山県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四条第一項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。